

**福祉事務所
社会係からのお知らせ**

県の事業により、障害のある方が相談員となり、身体障害児・者及びその家族の方などの相談に応じています。

また、知的障害児・者の方の身近な問題についても知的障害相談員が相談に応じています。

どのようなことでも相談やお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

お問い合わせは
福祉事務所社会係

(880・6566)まで

**南国国見森林組合から
のお知らせ**

台風や豪雨などで家や施設周りの倒木・枝折れ・落ち葉の被害が心配な方。確かな技術で伐倒・枝払いなど行います。見積もりは無料です。お気軽にご相談ください。

お問い合わせは

南国国見森林組合

(0887・57・911
4)まで

**旧東部保育所の
跡地を売却します**

〔 財政課からのお知らせ 〕

売却地の概要

・売却地 / 南国市下末松字 東祇園 192-1

・面積 / 1630.28

・売却価格 / 6千292万8千

808円(3万8千600円/)

申込方法 / 財政課管財係にある申込用紙に記入し、お申し込みください。

* 申込時に、法人は法人登記簿謄本、個人は本籍地の市長村長発行の身分証明書をご持参ください。

* 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を有しない者は申込み不可。

申込締切 / 10月29日

申込先・お問い合わせは 財政課管財係

(880・6552)まで

市民からのお便り

ゴミ出し日をまちがわないように、広報が届くとカレンダーに書き込んでいます。



知って得する国民年金

年金手帳は大切に保管を！

平成9年1月から基礎年金番号制度が実施されたことで、それまで加入する制度ごとに付けられていた記号・番号が統一され「1人1番号」の仕組みとなりました。これにより、各人の年金加入記録を基礎年金番号にまとめることで、国民年金・厚生年金保険・共済組合それぞれに加入した方であっても、全期間を通じた年金の手続きや照会などが迅速にできるようになりました。

なお、基礎年金番号制度実施前に年金手帳の交付を受けていた方には、基礎年金番号通知書が交付されていますので、この通知書を年金手帳に貼り付けて保管してください。

各年金制度の加入手続きなど、さまざまな届け出に基礎年金番号(年金手帳)が必要になりますので、大切に保管してください。

年金手帳(年金の記号・番号)を2冊以上持っている場合、年金手帳を持って南国社会保険事務所で重複取り消しの届け出をし、記号・番号を一つにしてください。

* 記号・番号が複数ある場合、年金受給の手続きの際、資格の確認に時間を要し年金受給の決定が遅くなる場合がありますので、お早めにご相談ください。

お問い合わせは
市民課年金係 (880 - 6555)
南国社会保険事務所 (864 - 1111)

「現況届」の提出は忘れずに！

現況届は、引き続き年金を受ける権利を確認するために、毎年1回誕生月に提出していただくものです(年金を受け始めて最初の誕生月には提出の必要はありません)。現況届は誕生月の初めに送付されますので、その月の末日までに必ず社会保険業務センターに提出してください。期限を過ぎた場合は年金の支払い差し止めとなり、支払い再開まで提出から1~2カ月程度かかりますのでご注意ください。なお、必要事項の記入漏れの有無も確認してください。

**第1号被保険者(自営業の方など)の
独自給付をご存じですか？**

死亡一時金/保険料を3年以上納めた方が、年金を受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族に支給されます。ただし、その方の死亡により遺族基礎年金を受けられる方がいる場合は支給されません。

寡婦年金/老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が、年金を受けずに死亡した場合、生計が同じで婚姻関係が10年以上ある妻に、60歳~65歳になるまで支給されます。年金額は、夫が受けるはずであった老齢基礎年金の4分の3です。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、支給を受ける方の選択によってどちらか一方が支給されます。

ごみ出しは定められた日に!

*お住まいの地区・小部落のごみステーションに出してください。



★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
10/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)
5	火	片山、里改田
6	水	浜改田
7	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
8	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
9	土	篠原、明見
11	月	下啗内、物部、開田
12	火	稲生
13	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
14	木	稲吉、西窪、新川
15	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
16	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
18	月	野田(西野田町1丁目を除く)
19	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
20	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
21	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
22	金	奈路、瓶岩、領石、植野
23	土	十市(北部)、緑ヶ丘
25	月	国分、比江、左右山、岩村
26	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
27	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
28	木	久礼田、植田
11/1	月	十市(南部)
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
5	金	立田



★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
10/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田
5	火	領石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
7	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
8	金	後免町、野田
9	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
11	月	十市(南部)
12	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
13	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
14	木	立田、田村
15	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
16	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
18	月	片山、里改田、浜改田
19	火	領石、植野、久礼田、植田
20	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
21	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
22	金	奈路、瓶岩、白木谷、八京
23	土	国分、比江、左右山、北小籠
25	月	下啗内、物部、開田
26	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
27	水	稲生
28	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
11/1	月	片山、里改田、浜改田
2	火	領石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
4	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野



*肥料やお米の袋、黒い袋は中身の確認ができず危険なため使わないようお願いいたします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
10月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
10月5日・19日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババ南)浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
10月6日・20日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
10月11日・25日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
10月12日・26日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババ北)岩村、下啗内
10月13日・27日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
11月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町

★ダンボールの収集

と き	地 区
10月7日・21日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
10月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババ南)浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
10月2日・16日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
10月14日・28日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
10月8日・22日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババ北)岩村、下啗内
10月9日・23日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
11月4日・18日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町